

令和6年第4回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和6年3月22日(金) 午後4時00分～午後4時37分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教 育 長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委 員	岩谷 史人
	委 員	東 みどり
	委 員	國安 環
事 務 局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	学校教育係長	酒井 貴範
	総務係長	小野 敦
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

4 議 事

- 承認第4号 専決処分した事件の承認について
(令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について)
- 承認第5号 専決処分した事件の承認について
(令和6年4月1日付け学校職員採用に係る内申について)
- 報告第6号 令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
- 報告第7号 附属機関公募委員の選考について
- 議案第19号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について
- 議案第20号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 幕別町CS・地域学校協働活動推進委員会要綱
- 議案第23号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和6年第3回教育委員会会議について、別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第3回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長（川瀬 吉治） 本日の事務報告は1点であります。

令和6年第1回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。

令和6年第1回町議会定例会が3月1日から本日まで開催され、3月11日、12日に一般質問がありました。一般質問は9名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、4名の議員から質問がありましたので、要点のみご説明いたします。3ページをお開きください。

通告順2番、岡本議員からの質問事項は、「町内小中学校施設の老朽化対策と防災機能強化の推進」でありました。7ページをお開きください。

1つ目の「築40年以上経過している校舎数」は、校舎と体育館に分けて学校名を報告。

2つ目の「建築基準法に基づく調査・点検の状況は」では、建築基準法、北海道建築基準法施行細則、学校保健安全法に基づく調査をそれぞれ実施しており、大きな変化はないことを説明しております。8ページをお開きください。

3つ目の「体育館空調、バックアップ電源の整備等、避難所機能強化についての今後の方向性は」については、9ページ3行目の「今後の」からになりますが、「今後の避難所機能強化についての方向性につきましては、施設改修時において、町の防災担当部局や環境担当部局と協議を行いながら避難所機能の強化に結び付くバリアフリー対策や再生可能エネルギーの導入について検討してまいります。」と答弁しております。

4つ目の「老朽化対策に外壁落下防止対策を含めた計画がされているのか」については、下段の「外壁の」からになりますが、「外壁の劣化状況評価につきましては、「劣化が著しく、早急に対応する必要がある」と判定された施設はありませんでしたが、一部で、早急に対応する必要はないものの、広範囲にひび割れなどの劣化が確認された学校施設がありましたので、長寿命化の実施計画に基づく長寿命化改修を、順次進める中で改善を図ることとしているところであります。」と答弁しております。10ページをご覧ください。

通告順5番、塚本議員からの質問事項は、「町内に販売店舗を有するなど一定の条件の下、販売可能としてはどうか」であり、百年記念ホール調理室は、食品衛生法による営業許可により販売が可能であると答弁しております。12ページをご覧ください。

通告順7番、酒井議員からの質問事項は、「義務教育学校開校の課題について」と「少人数学級の前進を」であり、1点目、「令和8年度義務教育学校開校が妥当だとした経過と理由は」については、14ページの3行目「このことから」になりますが、「このことから、開校まで約2年の準備期間となりますが、これまでの、小中一貫教育における「まくべつ学園」の下地を生かし、方針に基づき設置した「幕別町義務教育学校開校準備委員会」に意見を伺いながら、校名、校歌や校章、教育課程区分など、様々な事項を計画どおり決定していけるものと考えております。」と答弁しております。

2点目の「これまで子どもたちへの説明や意見交換を行っているか、その場合、出されている意見は」と、5点目の「今後、保護者や地域住民、子どもたちが学校づくりへの意見を出し合える場を重ねる考えは」については、合わせて答弁しており、子どもたちの意見は、令和3年度に実施したアンケートの内容を紹介し、「中学校に行くのが楽しみになった」など、小中一貫教育に対する前向きな感想を説明し、今後については、4月に予定しているア

ンケート調査、5月に予定している児童会、生徒会との意見交換を予定していると答弁しております。

3点目の「帯広市立大空学園で実施されている5年生からの50分授業、定期テスト、部活動の導入について町の考えは」については、16ページ中段の「いずれにいたしましても」からになりますが、「いずれにいたしましても、新たな義務教育学校の内容につきましては、これからの検討になりますが、教育課程区分や指導形態、授業時間、テストの形態などについては、「まくべつ学園」と充分協議した上で、開校準備委員会に意見を伺いながら進めてまいります。」と答弁しております。

4点目の「教員総数は変わらないため、授業を受けもつ学年の範囲が広がり、教員の負担が増えるのでは」については、義務教育学校になることで、小学校と中学校との連絡調整や授業への移動などにかかっていた時間の有効活用が図られ、17ページ中段の「教科担任制の導入などの内容については、今後さらに、教育委員会と「まくべつ学園」が一体となって協議してまいります。」と答弁しております。

大項目の2点目、「少人数学級の前進を」で少人数学級の実現に向けた検討については、人件費等の試算を紹介し、18ページ最後の段落の「教育委員会といたしましては、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますことから、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じて、引き続き道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。」と答弁しております。19ページをお開きください。

通告順8番、谷口議員からの質問事項は、「大谷選手のグローブを子どもたちの夢と勇気のシンボルに」であり、1点目「大谷グローブの管理はどのようにされているか」には、各学校で独自の管理方法で管理していると説明し、2点目「大谷グローブを「見てみたい」「触れてみたい」と希望する町民の思いを叶える方法の検討を」については、21ページの2行目「本町では毎月19日を「まくべつ教育の日」と位置付け、地域の方に児童や学校の様子を気軽に見ていただく「ぶらり学校訪問」などを行っておりますので、その際に、寄贈されたグローブを見に足を運んでもらうことで、学校と地域がつながり、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進につながっていくきっかけになることを期待し、今後、「まくべつ教育の日」の周知の中でグローブ展示を紹介するなど工夫をしてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

このほか、答弁内容については、後ほどご覧ください。説明については以上です。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。日程第5、承認第4号、「専決処分した事件の承認について（令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について）」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、日程第6、承認第5号、「専決処分した事件の承認について（令和6年4月1日付け学校職員採用に係る内申について）」は、同会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。次に、日程第7、報告第6号、「令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、説明を求めます。

教育部長（川瀬 吉治） 議案書は4ページになります。別にお配りしております、報告第6号別紙をご覧ください。報告第6号、「令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求結果につい

て」、ご説明を申し上げます。令和6年第1回幕別町議会定例会の最終日であります3月22日に、教育委員会として補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、先ほど承認第4号で説明した要求内容のとおりでありますので、説明は省略いたします。最終日の3月22日の本会議におきまして、議決されたところであります。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第6号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第8、報告第7号、「附属機関公募委員の選考について」、説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 報告第7号、「附属機関公募委員の選考について」、ご説明を申し上げます。議案書は5ページになります。

幕別町まちづくり町民参加条例第7条及び幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則第7条の規定に基づき、附属機関の公募委員について次のとおり選考したので報告するものであります。公募委員の規定については、議案の6ページをご覧ください。

まず、幕別町まちづくり町民参加条例第7条第1項では、町の執行機関は、附属機関の委員を任命しようとする場合は、特に専門性が必要な機関、特定の個人や団体に関して審議等を行う機関及び行政処分に関する審議等を行う機関を除き、定数のおおむね3割を目標に公募により委員を選考するよう努めなければならないとされており、第2項では、公募の方法については、別に定めることとされております。

次に、その下になりますが、幕別町まちづくり町民参加条例に基づく教育委員会規則第2条では、公募により選考する附属機関及びその公募枠は、別表のとおりとしており、次の別表により、教育委員会で公募枠を定めた4つの附属機関を位置付けております。

例えば、幕別町文化財審議委員会であれば、定数は5人、このうち概ね3割となる2人を公募枠とし、任期は2年と規定しております。選考については、教育委員会規則第7条の規定に基づき、書類選考として、教育部長並びに附属機関を所管する課長の合議により実施しております。

議案書の5ページにお戻りください。附属機関の公募に当たりましては、令和6年度中に任期が切れる委員を2月号の広報紙で募集し、去る3月1日に選考会議を実施したところであります。その結果、幕別町文化財審議委員会委員については、公募枠2人に対し応募数も同数であり、記載の福島智大（ふくしま ともひろ）さん、遠藤信志（えんどう のぶし）さんを選考いたしました。

次に、幕別町学校給食センター運営委員会委員については、公募枠5人に対し応募数は7人でありましたが、第1希望の小笠原保（おがさわら たもつ）さん、吉仲希和子（よしなか きわこ）さん、吉田隆一（よしだ りゅういち）さん、大石政代（おおいし まさよ）さん、高橋恭子（たかはし きょうこ）さんの5人を選考いたしました。

次に、幕別町図書館協議会委員については、公募枠3人に対し応募数も同数であり、記載の山根光恵（やまね みつえ）さん、小笠原美奈子（おがさわら みなこ）さん、瀬藤範子（せとう のりこ）さんの3人を選考したところであります。

なお、任期については、それぞれ記載のとおりであります。公募枠以外の委員を含め、委嘱時期が到来する前に、改めて後日、議案を提案する予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第7号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第9、議案第19号、「幕別町教育委員会事務局職員の処分について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第10、議案第20号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」、説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第20号、「幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会委員につきましては、後段に記載のとおり、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第3条の規定に基づき、いじめの防止等に関し、専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱するもので、任期は2年となっております。

このたび、令和5年6月1日から2年間で委嘱されておりました委員4名のうちの1名であります、スクールソーシャルワーカーの「高橋 智彦」氏が退任されますことから、いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項の規定により、新たに1名を委嘱しようとするものであります。議案に記載のとおり、4月から新たにスクールソーシャルワーカーになります「式見 貴美穂」氏を委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、前任者の残任期間となります、令和6年4月1日から令和7年5月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め議案第20号については原案のとおり可決しました。

次に、日程第11、議案第21号、「幕別町修学支援資金支給規則の一部を改正する規則」について、説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第21号、「幕別町修学支援資金規則の一部改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の9ページ、別紙の議案第21号説明資料をお開きください。

修学支援資金は、「幕別町修学支援資金条例」に基づき、高等学校に在学する者のいる世帯に対し、修学上必要な経費を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、生保世帯、北海道の交付要件となる市町村民税所得割非課税世帯は交付対象外として、世帯収入が生保対比1.3倍未満の世帯に支給しておりますが、今回改正の本規則につきましては、条例で定めるもののほか、必要な事項を定めているものであります。

この度の改正は、本資金の受給申請時の添付書類として、高等学校等の在学証明書の添付を必要としておりましたが、申請に当たっては保護者等が高等学校等から在学証明書の交付を依頼する必要があり、高等学校等によっては交付までに時間を要する場合がありますことから、申請事務の負担軽減のため、高等学校等から交付されている「学生証」(生徒手帳)の写しの添付でも申請可能とする所要の改正のほか、「受給申請書」の様式で、実態に合わせた改正を行おうとするものであります。

議案第21号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。

現行規則の第4条第2項第4号中「在学証明書」の次に「又は学生証の写し」を加えようとするものであります。裏面をご覧ください。

様式第1号、「修学支援資金受給申請書」になります。

はじめに、様式中の「現住所」の欄になりますが、本資金の給付対象者は高校生又は保護者等が、幕別町内に住所を有していることになっており、保護者の住所が幕別町外に住所を有している場合で高校生（子）が幕別町内に住所を有していれば給付対象となりますことから、記載のとおりの内容に改めようとするものであります。

次に、様式中の■（くろしかく）の二つ目、「住民基本台帳及び市町村民税課税台帳閲覧の承諾について」の、「②」になります。本資金の受給申請時に添付書類として在学証明書を必要としておりますが、「支給に係り、高等学校等における修学生の在籍の有無を直接在籍校に確認する」旨記載しているため、受給申請時に在学証明書の添付漏れが多く見受けられることから、「受給申請時は高等学校等の在学証明書又は学生証の写しの提出が必要になる」旨を追記して、添付することを明確にしようとするものであります。

次に、様式中の■（くろしかく）の三つ目、「添付書類について」の、「住民基本台帳及び市町村民税課税台帳閲覧の承諾に同意しない場合の添付書類」、□（しろしかく）の四つ目の「高等学校等の在学証明書」になりますが、住民基本台帳及び市町村民税課税台帳閲覧では高等学校等の在学状況を確認できないことから、項目を削除しようとするものであります。

議案書9ページにお戻りください。附則についてであります。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第21号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め議案第21号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第22号、「幕別町CS・地域学校協働活動推進委員会要綱」について、説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司） 議案第22号「幕別町CS・地域学校協働活動推進委員会要綱」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の10ページをお開きください。

はじめに、本要綱の制定経緯であります。本町において取り組んでおります、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の更なる推進を図るため、学校運営協議会の運営支援、地域学校協働本部の設立や運営支援など、先々の見通しをもって、サポートする体制を確立するため、教育委員会内に推進委員会組織を立ち上げるものであります。

この推進委員会組織では、学校教育と社会教育が連携した構成で、構成員は教育部長以下、学校教育課や生涯学習課の職員と学校教育推進員とし、構成員から「統括コーディネーター」を選任して、窓口を一本化することで、各学園の学校運営協議会、さらに地域学校協働本部とその「地域コーディネーター」とのつながりを明確にしていまいりたいと考えているところであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

はじめに、第1条では、本推進委員会の「設置目的」を規定するものであります。

次に、第2条では、「委員会の業務」について、(1)号で、学校運営協議会の運営に関する事項を、(2)号で、地域学校協働活動の推進に関する事項を、(3)号で、学校教育と社会教育の連携に関する事項を規定し、次に、第3条では、「委員会の構成」について、第4条では、「任期」について、第5条では、「役員」について規定するものであります。委員長1名、

統括コーディネーター１名とし、委員長は「教育部長」、統括コーディネーターは、「学校教育推進員」があたることとするものであります。

次に、第６条では、「会議」について、第７条では、「その他の会議等」について規定するもので、ここでは、各学園の地域学校協働活動推進員会議や、学校運営協議会委員全員会議、ＣＳ・地域学校協働活動に関する研修会について規定するものであります。

次に、第８条は「その他」となっております。附則につきましては、この要綱は、公布の日から施行（しこう）し、令和６年４月１日から適用する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第13、議案第23号、「幕別町教育委員会事務局職員の任免について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第１項、第２号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

（ありません）

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第４回教育委員会会議を閉じます。